

令和5年3月1日

所 属 長 各 位

事 務 局 長

入札保証金及び契約保証金について（通知）

契約の適切な履行を確保するため、本会経理規程に定める入札保証金及び契約保証金について、下記により取扱うものとする。

記

1 入札保証金について

（１）入札保証金

落札者が契約を締結しないことにより発生する損害に備えて入札参加者全員から保証金を納付させる制度。入札前に徴収し、入札後、落札者以外の入札保証金は返還し、落札者の入札保証金は、契約保証金を徴収する場合はこれに充当し、落札者が契約をしない場合は没収する。

（２）入札保証金の額

入札保証金の額は、見積金額の100分の3以上とし、現金、金融機関の保証書、保険会社の保険証書、小切手等（以下「現金等」という。）により納付させる。ただし、次に該当する場合は入札保証金を免除することができる。

ア 入札参加者が保険会社との間に本会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

イ 入札参加者が金融機関または保証事業会社と契約保証の予約をしたとき

ウ 「千葉市入札参加資格者名簿」に登録があり、過去2年間で2回以上同種同規模以上の契約を履行した者

なお、入札保証金を徴収する場合、各業者の額が他業者へ漏れることの無いよう留意すること。

2 契約保証金について

（１）契約保証金

契約相手が契約を履行しない場合に備え、保証金を納付させる制度。契約保証金は、契約を履行した後または契約相手の責めに帰すべき理由によらず契約を解除した時は返還し、契約を履行しない場合は没収する。

（２）契約保証金の額

契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とし、現金等により納付させる。ただし、次に該当する場合は契約保証金を免除又は契約保証金に代える担保を納付させることができる。

ア 契約保証金の免除

①契約相手が保険会社との間に、本会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

②契約相手から委託を受けた金融機関と工事履行保証契約を締結したとき

③「千葉市入札参加資格者名簿」に登録があり、過去2年間で2回以上同種同規模以上の契約を履行した者

④法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき

⑤財産、物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき

⑥随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であるとき

イ 契約保証金に代える担保

- ①政府の保証のある債権
- ②金融機関の保証ある小切手又は手形
- ③金融機関に対する定期預金債権
- ④金融機関の保証
- ⑤保証事業会社の保証